

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：34504

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07277

研究課題名(和文) 予防をめぐる規制の政治過程：環境リスク規制の比較分析

研究課題名(英文) Precautionary Politics and Policy Process: Comparative Analysis of Environmental Risk Regulations

研究代表者

早川 有紀 (HAYAKAWA, Yuki)

関西学院大学・法学部・助教

研究者番号：20775853

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本とヨーロッパの環境リスク規制を比較分析することで、規制内容に影響を与える要因を多角的に分析することを目的として研究を進めた。特に政治制度が規制者の権限に与える影響に着目し、政治制度が規制内容に影響を与えるメカニズムを、日本とヨーロッパにおける複数の環境リスク規制政策の事例間比較分析を通じて明らかにした。規制者の権限を規定する制度配置の歴史的発展過程の違いにより、政策過程に異なる特徴が生じることから、規制内容に違いが生じたことを示した。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the precautionary politics and policy process, especially the environmental risk regulations in the EU and Japan. This study uses an analytical framework focusing on institutional factors. This framework determines the effects of a regulatory agency's authority on the regulation of firms and implementation of the policy on the policy's outcomes. A regulatory agency's authority consists of the historical development of institutions. The case study shows that the differences of regulatory agency's role made the difference of regulations.

研究分野：政治学

キーワード：環境リスク 規制政策 政治制度 規制行政 比較政治 化学物質政策 日本 EU

1. 研究開始当初の背景

リスクとは、「科学的不確実性が伴うことを前提とした、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性」のことである。リスクに対する規制や管理の問題に対する研究関心は、科学技術と関連する政策の増加に伴って近年高まっており (Hood et.al., 2002)、社会的にも解決する必要性の高い重要な政策課題である。

これまで、環境リスク規制の研究は主に法学や経済学的観点から行われてきたが(植田・大塚, 2010)、政策課題の政治性からも政治学的要因を分析する必要性は高い。特に1990年代以降、ヨーロッパで次々に企業負担の重いリスク規制が成立したことから、アメリカなど他の国との比較研究も行われ始めており (Vogel, 2012)、日本のリスク規制政策についても政策間・多国間の比較研究を行う意義が充分にあると考えられた。

研究代表者はこれまで環境リスクに対する規制改革の内容がどのような政治的要因によって規定されるのかという研究課題について取り組んできた。先行研究ではアクターの利益に関する要因やアイデア要因に着目する研究がある中で、特に制度的要因による説明を試みてきた。

しかし、分析枠組みがまだ十分に精緻化されていないため、分析対象を広げて更に検討を行う必要がある。また、これまでは主に化学物質規制政策の中でも特に有害化学物質規制政策について取り組んできたが、本研究ではこれを大気汚染リスクについても

広げ、これまで構築した規制主体に関する分析枠組みをさらに精緻化し、政策領域の特徴を比較することを目指した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本とヨーロッパの環境リスク規制を比較分析することで、規制内容に影響を与える要因を多角的に分析することである。環境リスク規制とは、環境や健康への悪影響が懸念されるものの科学的根拠が必ずしも明らかではない段階で問題をもたらさうる物質をどのように規制するか、という問題である。

こうした環境リスク規制の内容に違いが生じる要因について、本研究では政治制度が規制者の権限に与える影響に着目する。そして、政治制度が規制内容に影響を与えるメカニズムを、日本とヨーロッパにおける大気汚染や化学物質規制といった複数の環境リスク規制政策の事例間比較分析を通じて明らかにする。規制政策の歴史的発展のなかで、政治制度がどのように規制プロセスの特徴を形成したのか、さらに、その特徴によって規制内容にどのような違いが生じたのかといった点について、中心的に分析を行った。

研究期間内の理論的・実証的課題は、次の三つであった。

(1) 理論：リスク規制に関わる制度配置をめぐる歴史的発展

環境リスク規制に関わる制度配置について歴史的発展を分析する。これまで用いた分析枠組みをさらに発展させて、規制主体の権限と被規制主体の関係が規制

内容に与える影響について規制主体の多様性に対応できるようにこれまでより踏み込んだ分析枠組みを構築する。これにより、日本とヨーロッパにおけるリスク規制をめぐる制度配置の特徴を相対化する。

(2)実証：規制者の権限と被規制者および実施に対する権限による規制内容への影響

これまでの分析で明らかになった、リスク規制の制定や実施における政府と社会的アクター(特に企業)の役割拡大について更に分析を進め、政策領域ごとに規制者たる政府の規制と被規制者である社会的アクターの関係を分析する。また、それと実施との関係も考慮に入れ、政策課題の設定やどのような政策形成の特徴があるのかについて、分析する。たとえば一般化学物質規制のような規制と自動車排ガス規制とではリスク規制に関する企業の選好が異なる可能性がある。このため、事例、地域、時代の違いによる両者の関係性の特徴を分析する。

(3)実証：リスク規制政策の事例間比較分析

従来の規制研究では、規制対象領域ごとに個別に分析する傾向にあったが、本研究では**環境リスク規制について政策領域横断的な比較分析を行うことで、各政策の特殊性を明示する**。これまで取り組んできた化学物質規制と大気汚染規制に関する環境リスク規制を比較し、制度が規制内容に与える影響のメカニズムの特徴を、事例間比較分析を通じて明らかにする。

以上の課題を明らかにするこ

とを研究の目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、政治制度的要因が環境リスクをめぐる規制改革に与えた影響とそのメカニズムを明らかにするという目的を達成するために、時系列、地域間、事例間の比較分析を行った。

具体的には次の三つである。まず理論分析では歴史的制度論に基づき、制度配置の発展に着目した分析枠組みを構築する。

次に実証分析では、各政策の歴史的経緯を明らかにしたうえで、規制改革のなかでそれがどのような影響を及ぼしたのかについて分析枠組みを用いて分析する。日本及びヨーロッパの大気汚染リスクに関わる規制改革過程を分析する。またその中で政府をはじめとする規制者と企業をはじめとする被規制者がどのような関係であったのかについても明らかにする。

第三に、事例間比較分析を行い、対象、地域、時期ごとの政策領域の特徴を示す。

本研究で取り組む三つの研究方法およびその具体的な取り組みは、以下の通りである。

(1)理論分析：主に文献調査

(2)実証分析：時系列比較分析、国内外のフィールド調査

(3)比較分析：(1)と(2)の結果を組み合わせることによる比較分析、研究報告、論文執筆

これら三つの取り組みについて、平成28年度には(1)と(2)

を中心に取り組んだ。そして、平成 29 年度は(2)の補足調査等を行いながら、(3)を中心に取り組んだ。(1)および(2)については、進捗状況や(3)の中間発表によるフィードバックに応じて、適宜修正や補足調査を行った。

フィールド調査では、ベルギー・ブリュッセルにおいて資料収集および EU 官僚、欧州議会関係者、環境 NGO 等にインタビューを行った。また、日本においても主に東京で資料収集と関係者インタビューを行った。

4. 研究成果

複数事例分析の結果、規制者が被規制者さらに政策実施に対してどのような権限を有するのかによって、政策形成の過程に違いが生じることで、環境リスク規制の内容に違いが生じることが明らかになった。

具体的には、規制者が被規制者に対して保護や発展させる役割を有しているか否か、さらに規制者が実施に対して責任や権限を有しているかそれが部分的であるかどうかによって、政策課題の設定(被規制者の利益にどの程度配慮するか)やその政策過程(トップダウンかボトムアップかなど)に異なる影響を与える。

事例に即して考えると、日本では経済産業省が規制者であり、EUでは環境総局がこれにあたる。このため、日本では被規制者の利益に配慮した政策形成がボトムアップ的かつ短期的な視野によってなされ、EUでは被規制者の利益にあまり配慮せずに長期的な視野に立ってトップダウン的に政策形成が行われた。これによ

り、日本では緩やかな環境リスク規制が、EUでは厳しい環境リスク規制が成立した。これは、有害化学物質規制と大気汚染規制という異なる領域の環境リスク規制に関しても、同じメカニズムで説明できる可能性が高いことも合わせて明らかになった。

こうした成果の集大成として、単著としてまとめ、公刊した(『環境リスク規制の比較政治学:日本とEUにおける化学物質政策』ミネルヴァ書房、2018年)。この成果は、政策形成と実施の関係をいかにとらえるか、さらには政策形成と実施が分離された状態でのトップダウン的な改革がうまくいく可能性がある一方で、政策形成そのものや政策の実効性や有効性が低減してしまう可能性があることを示唆している。

さらに今後の課題として、規制領域をさらに横断的に分析すること、食品安全のリスクのように社会的な関心が高く、また議員による関与が生じる可能性が高いような問題群との比較により、分析枠組みをより精緻化していくことであることを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

早川有紀、書評:村上裕一『技術基準と官僚制:変容する規制空間の中で』、年報行政研究、査読無、52巻、2017、pp. 145 - 148.

〔学会発表〕(計2件)

早川有紀、規制主体をめぐる制度配置が規制内容に与える影

響：日欧における環境リスク規制の事例から、日本行政学会 2017 年度研究大会、2017.

Yuki Hayakawa、" Effects of a regulatory agency ' s authority on the regulation of its policies: Case of the Home Appliance Recycling Law in Japan " , The East Asian Association of Environmental and Resource Economics (EAAERE) 2016 (The 6th Congress of EAAERE)、2016.

〔 図書 〕 (計 2 件)

早川有紀、環境リスク規制の比較政治学：日本とEUにおける化学物質政策、ミネルヴァ書房、2018、総ページ 260 頁。

早川有紀ほか、リーダーの権力はどのように決まるのか 執政制度、弘文堂、政治学入門、2016、総ページ 266 頁 (pp. 95-111)。

〔 産業財産権 〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔 その他 〕
ホームページ等
なし

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

早川 有紀 (HAYAKAWA, Yuki)

関西学院大学・法学部・助教

研究者番号：20775853

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()